

第4回（令和7年度第1回） 福岡市住宅審議会

議 事 録

日 時：令和7年8月8日（金）15:00～16:45

場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール（メインホールB）

出 席：あべ ひでき 福岡市議会議員
阿部 吉男 独立行政法人住宅金融支援機構九州支店長
荒牧 敬次 公益財団法人九州先端科学技術研究所（ISIT）専務理事・副所長
池添 昌幸 福岡大学工学部建築学科教授
稲員 稔夫 福岡市議会議員
大原 弥寿男 福岡市議会議員
岡 俊江 九州女子大学名誉教授
おばた 英達 福岡市議会議員
近藤 里美 福岡市議会議員
志賀 勉 九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門准教授
辻野 満 国土交通省九州地方整備局建政部住宅調整官
浜崎 裕子 生活福祉文化研究所代表
藤野 雅子 一般社団法人福岡県マンション管理士会理事長
松野 隆 福岡市議会議員
馬男木 幸子 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会地域福祉部長
馬渡 桜子 弁護士
水野 克彦 独立行政法人都市再生機構九州支社長
三好 孝一 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会会長
森島 孝 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン九州 代表理事

会議次第

1. 開会
2. 議事
 1. 策定スケジュール
 2. 第3回審議会でのご意見への対応
 3. 改定骨子案
3. 事務連絡ほか
4. 閉会

2. 議事

(資料説明 省略)

委員：第4章については、全体的に網羅的に書かれていて、とても良い内容だと思います。ただ、どの部分を特に重点的に取り組むのが、少し分かりにくい印象を受けました。それから、マンションの管理状態をどうやって把握するのかについても、もう少し具体的に示していただければと思います。また、共同住宅に関しては、防災の面で少し不安を感じます。福岡市では西方沖地震のときには大きな被害はありませんでしたが、熊本地震の際にはマンションでも被害が出て、入居者の方が避難されていました。福岡市はマンションの比率が高いので、いざ避難が必要になったときに、逃げる場所が無く、その場にとどまらざるを得ないケースもあると思います。その点については、あまり議論されていないように思いますし、小学校や公民館に来てもらったら困りますということも言われておらず、ぼんやりとなっていると思います。共同住宅が多いという福岡市の特徴や、災害が多発している現状を考えると、防災についてしっかり考えていく必要があると思いますし、あわせて啓発活動も重要だと思います。また、共同住宅にお住まいの方が多く中で、どうやって情報を伝えていくかという点も工夫が必要だと思います。特徴のある提言を盛り込むことで、より実効性のある内容になるのではないのでしょうか。防災や情報伝達についても、マンションの実情に合った施策の提案が求められていると思います。

事務局：本日の資料は、改正の骨子案という位置づけになっておりまして、今後、概要から本編を作り上げていく中で、重点的に取り組む内容についても検討していきたいと考えております。資料の23ページには、マンションに関する記載がございます。現在、5年ごとに管理組合の実態調査を行っております。さらに、フォローアップ調査として、5年ごとの調査に加えて追加調査も実施する予定です。こうした取組みによって、26ページに記載している成果指標である管理組合の把握割合38.9%を、年に100棟以上把握することで、60%まで引き上げていきたいと考えております。また、23ページの展開方向③には、入居者や所有者の方々に対する取組みについても記載しており、コミュニティの形成やマンションの防災力の向上、啓発・促進といったことに取り組みたいと考えています。さらに、21ページの基本方針6・展開方向②には、防災訓練の活動支援についても記載しており、市民局とも連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

委員：成果指標としては、管理状況を把握しているマンションの数を挙げているとのことですが、実態調査やフォローアップ調査だけでは、把握できないマンションもあるかと思います。そういったマンションは、管理不全の可能性が高いのではないのでしょうか。他の自治体では、データベース化や届出制度などを導入しているところもあるようです。

福岡市はマンションの数が多いので、確かに難しい面はあると思いますが、そこまで踏み込まないと、数値はなかなか上がってこないのではないかと思います。こうした取組みについても、検討していくことはできないでしょうか。

事務局：そのような制度も含めて検討していきたいと考えております。

委員：自団体への相談の中で、東京では外国人オーナーによる家賃が 2.5 倍に値上げされたという話がありましたが、実際に福岡市でも家賃が 2 倍に上がったという相談が寄せられています。基本的には、一方的な家賃の値上げに対しては応じる必要はないというアドバイスをしておりますが、こういった相談が増えてきている状況です。これは外国人オーナーに限った話ではなく、日本人オーナーでも今後、同様のケースが増えてくる可能性があると思います。また、管理費についても、最近では日本人・外国人問わず、未納が多くなってきている印象があります。こうした状況にどう対応していくかも、課題の一つだと思います。さらに、古いマンションでは、積立金の初期設定が低くなっているケースが多く、1 戸あたり 100～200 万円の追加出資がないと改修ができないマンションも少なくないと思われます。積立額を把握しておかないと、いざ改修しようとしても、改修できないマンションが出てくる可能性があります。そのため、改修の内容や改修費の目安を指針として示し、積立金の目安もあわせて提示した方がよいのではないかと考えています。空き家に関しては、建築基準法の改正がありまして、2 階建ての木造戸建て住宅などの大規模な改修（建築基準法上の「大規模の修繕・模様替」に該当するもの。主要構造部の一種以上について過半の改修を行う場合など）を行う際に、建築確認が必要となりました。ただ、現在の建物は建築確認を取っていないものがほとんどだと思いますので、改めて建築確認を取るとなると、何百万円という費用がかかってしまいます。そうすると、空き家を購入したい方や、買い取り・仲介を希望される方々の費用負担が増えてしまいますので、これにどう対応していくかも課題です。また、確認申請を出してから許可が下りるまでにも時間がかかります。そうした状況の中で、1/3 ずつに分けてリフォームを行うなど、制度の抜け道を使おうとする業者もいると聞いております。この法改正は、空き家の活用促進に逆行しているのではないかという声もあり、協会としても意見を提出しているところです。空き家を住宅以外のコミュニティ施設などとして改修する場合には、大規模な改修になることが想定されますので、そうしたケースへの対応も検討していく必要があるのではないかと考えています。

事務局：最近では法改正や新しい制度の創設が行われていますので、そういった内容についても、しっかりと周知・啓発を進めていきたいと考えています。マンションの積立金につきましては、国のガイドラインに記載されていますので、周知・啓発を進めていきたいと考えております。

委員：全体的に広い範囲をしっかりとまとめられている印象はありますが、少し強弱が足りな

いように思います。賃貸住宅の分野については、住宅施策だけでなく、福祉施策や子育て施策とどう連携して取り組んでいくかを、本編の中でしっかり記載していただきたいと思います。団塊の世代が75歳を超えてきている状況ですので、本計画でもその点を丁寧に触れていただければと思います。また、家族構成が多様化している中で、子育て世帯や高齢者世帯だけでなく、その間に位置する単身世帯への対応についても、考えていく必要があるのではないのでしょうか。今の住宅管理の現場を見てみると、職人不足の流れがある中で、住宅のメンテナンスや維持管理をどうしていくかについても、計画の中で触れていただけるとよいかと思います。それから、郊外の戸建て住宅地については、高齢化への対応があまり見えてこない印象がありますので、どのように考えていらっしゃるのか、教えていただけると助かります。

事務局：単身世帯や住宅管理については、記載の仕方等について検討していきたいと思います。郊外の住宅団地への対応については、基本方針9・展開方向③に、「人口動向などの状況を把握しながら、地域ごとの課題を踏まえた対策の検討」といった形でお示ししております。昨年度の第2回審議会では、郊外の団地の人口動向についてお示ししており、令和2年までの20年間で、人口は若干減少しているが世帯数は横ばいの状況で、分譲時20～40代と想定される層が6割程度減少し、14歳までの年少人口は増加または横ばいで推移している状況です。こうした状況から、福岡市の郊外の住宅団地では住み替えが進んでいると考えております。今後も、空き家対策やリフォームの促進などの取り組みをしっかりと進めながら、動向を注視していきたいと考えております。

委員：22ページの基本方針8にあるコミュニティガーデンの導入や利用促進については、とても良い取り組みだと思います。人とのつながりづくりや、日常的な見守り、孤立の防止にもつながる内容ですので、ぜひ計画の中にもきちんと記載していただきたいです。また、20ページの基本方針5の居住支援の全体像の中に「複合的な課題を抱える世帯」とありますが、その課題の一つとして、国でも議論されている「身寄りなし」の問題についても触れていただければと思います。これは、先ほどご指摘のあった高齢者や子育て世帯以外の世帯にも関係する内容ですので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。さらに、課題の例示の一番下に「居場所づくり」とありますが、これは課題の解決策にあたるものですので、課題として記載する場合は「孤独・孤立」といった表現の方が適切ではないかと思います。施策の展開方向②の一番下に記載されている「貸主の不安感軽減に資する制度等の周知」に関連して、死後事務委任の活用についても、啓発に力を入れていただければと思います。社会福祉協議会では、入居支援や空家の福祉活用の支援をしていますが、身寄りがない方でも死後事務を委任されていることで入居しやすくなったという事例があります。また、空き家についても、生前に相続や家の終い方を遺言に残していただくなど、死後に備えておくことで、空き家問題の対策にもつながると思いますので、ぜひ計画の中に記載していただきたいです。

事務局：居住支援の全体像に関する課題の部分については、内容を確認していきたいと思います。また、死後事務委任につきましても、重要な取組みだと考えておりますので、今後、計画への位置づけ等について検討してまいりたいと思います。

委員：17 ページの基本方針 2、施策の展開方向③に「地域活動やイベント等の開催」に関する記載が盛り込まれているのは、とても良いことだと思います。地域の中に、子育てに理解のある方が増えていくといいなと思っています。他の自治体では、子育て支援員などの養成講座の中で、地域の住民の方に公民館などに集まっていただき、今の子育て事情を伝えるような会を開いて、子育てに関する知識をアップデートする取組みをしているところもあります。そういった取組みがあることで、住まいだけが良くなるのではなく、住んでいる方々が本当の意味で子育てしやすいまちになるのではないかと思います。また、22 ページの基本方針 8、施策の展開方向①にある自治会などの活動に関する支援の中で、子育てに関する専門家を派遣することで、子育て事情などをアップデートする機会をつくることができると良いのではないかと思います。男性の育児参加や、子どもの騒音に関する問題などについても、地域の方々に理解していただけるような取組みが必要ではないかと考えています。

委員：マンションの管理については、分譲時に適切な管理計画を作成していくことが大切だと思います。前回のマンション関連法の改正では、「マンション管理計画認定制度」ができましたが、今度は新築時から計画認定ができるようになると聞いております。新築時からの管理計画の策定に関する内容については、どこで触れられているのか、確認させていただきますでしょうか。

事務局：23 ページの基本方針 10、施策の展開方向①には、「マンション管理計画認定制度の周知啓発・認定に向けた支援」といった取組みをお示ししております。法改正による具体的な内容がまだ明らかになっていないため、現時点では詳細までお示しできておりませんが、福岡市としても、新築時から取り組んでいけるように進めていきたいと考えております。

委員：法改正による認定制度の整備についてはこれから進められる予定ですが、現在は「予備認定制度」がありますので、有効な取組みとして、ぜひ活用していただきたいと思っています。

委員：26 ページの成果指標についてですが、アウトプットとアウトカムが混在しているように思います。「市営住宅の車いす使用者向け住宅の供給戸数」や「市営住宅の機能更新（建替・改善）の戸数」については、福岡市が積極的かつ計画的に進めることで向上する数値、つまりアウトプットだと思います。それ以外の指標については、福岡市が施策を展開したうえで、民間事業者や市民の皆さまがどの程度取り組まれるかによって変わ

ってくる数値、つまりアウトカムになります。アウトプットが悪いということではありませんが、混在しているという点は、ぜひ認識していただければと思います。また、「一定の断熱性能を有する住宅の割合」については、全国的なトレンドを踏まえて算定されているとのことですが、緩やかに増加している一方で、これは法改正を加味した目標値なのかどうかは気になっています。法改正によって、基本的に断熱性能を有することが義務化されているため、新築住宅の分を加味すると、もっと増えてくるのではないかと思います。さらに、今、LCA（ライフサイクルアセスメント）について国においても議論されていますが、市においてはどのようにお考えなのかもお伺いしたいです。次に、基本目標8の「住生活を支えるコミュニティの形成促進」および9の「住み続けられる居住環境の整備」についてですが、22 ページの基本方針8、施策の展開方向②に「地域の交流拠点の整備の促進」と記載されており、右側には成果指標として「公的賃貸住宅における地域拠点の導入」の定義が記載されています。どちらの方針においても、地域拠点の整備促進が重要であると記載されているため、もし再掲が可能であれば、基本方針8の成果指標にも「地域の拠点の導入数」といった内容を追加していただけると、より合理的ではないかと思います。

事務局：アウトプットとアウトカムが混在しておりますが、基本方針に対する進捗状況を確認するという視点で検討を進める中で、本市が取り組むべき内容を整理し、成果指標としてお示ししているところです。LCA（ライフサイクルアセスメント）についての考え方ににつきましては、現時点では記載しておりませんので、引き続き検討してまいりたいと考えております。地域の拠点につきましても、検討していきたいと思います。断熱性能については、市のトレンドと全国のトレンドの両方を踏まえて設定しておりますので、ご指摘の内容を踏まえて、改めて確認させていただきます。

委員：基本方針5の「市営住宅の募集戸数」についてですが、募集は市が行うものですので、「入居戸数」に変更した方が、住環境の向上を示す指標としてより適切なのではないかと思います。

会長：断熱性能に関するご意見がありましたので、ここで、本日ご欠席の委員から、関連するご意見をいただいておりますので、代読でご紹介いたします。

成果指標の「一定の断熱性能を有する住宅の割合」について、新築住宅が毎年1%程度供給されている現状を踏まえると、省エネ法の改正等により断熱性能を満たす新築住宅の数だけで目標に近い値になると考える。既存住宅ストックの断熱性能向上を図ることが重要であるため、目標値を上方修正した方がよいのではないかと。

委員：内容については、前回までの議論を踏まえて適切に加筆されていると感じており、特に意見はございません。27 ページに記載されている補完指標についてですが、計画上ではどのように取り扱われるのかを確認させていただきたいです。目標値は設定しないと

のことで、指標の数値自体は計画の中で示されるのでしょうか。また、どのような形で補完されるのかについても、取り扱いをご教示いただければと思います。

事務局：第5章の「推進に向けて」と連動させることができればと考えています。計画は策定して終わりではなく、補完指標の数値を確認しながら取組みを進めていくような形で、計画の進捗管理に活用していきたいと考えています。

委員：地域課題の解決に向けてエンジニアコミュニティとの融合については、福岡市では活発に実施されていると思います。子育て中の保護者の方などが、遊具の状況を含めた公園の情報を共有したり、情報交換をしたりされているようです。こうしたコミュニティ活動は、空き家や老朽化した家屋の状況の共有などにも活用できると思いますし、自治会や町内会の活動とも相性が良いのではないかと思います。住環境はすべての基盤になるものですので、ITやエンジニアコミュニティをうまく活用していただきたいです。また、これからの5年、10年先を見据えると、AIも住環境の分野でも活用されていくと思います。「この校区に住みたい」と入力すると、物件などを提案してくれるような時代が、確実に訪れると思います。そのためにも、住環境に関するデータを公開し、AIが読み取れる形で整理していくことが重要になってくると思います。これまでは、人が読みやすいようにデータを作ることに重点が置かれていましたが、これからは機械が読みやすいデータを作ることも意識していただければと思います。以前、不動産物件に関して校区が分かりにくいという話がありました。その際には、住所から緯度・経度を出して、公開されている校区データと組み合わせることで、どの校区の物件かが分かるようにした事例もあります。今後は、空き家物件をリノベーションして使いたい方とネット上でマッチングするような時代が来ると思いますので、こういった分野のデータの公開と、機械が読み取りやすいデータづくりについて、先を見据えた計画として意識していただければと思います。

事務局：DXの分野につきましても、取り組んでいきたいと考えております。可能な部分については、今後検討を進めてまいりたいと思います。

委員：成果指標の「マンション管理計画認定制度の登録棟数」についてですが、現在、想定以上に登録数が伸びている状況ですので、設定されている伸び率が少し緩やかに感じられます。当初は制度の認知度が低かったものの、徐々に向上してきていることもあり、先ほどご意見があったように、新築マンションも予備認定から正式な認定制度へと移行したことを踏まえて、目標値の上方修正をご検討いただければと思います。また、「30年以上の長期修繕計画に基づく修繕計画積立金を策定している管理組合数」についてですが、管理計画の認定を受けると、自然と管理計画認定登録数と同じ数になるかと思います。同じ数値になるのであれば、目標を別のものに變更された方がよいのではないかと思います。例えば、マンションについては自治会との連携が十分にできていないという指摘もありますので、地域との連携や防災に関する内容などを指標として設定されては

いかがでしょうか。その他にも、管理規約が存在しない、あるいはあっても実効性のない内容になっている管理組合も見受けられますので、上記で示されている指標とは異なる成果を測ることができるような指標を追加していただけると、より実態に即した評価ができるのではないかと思います。

事務局：管理計画認定制度には、積立金に関する基準も含まれておりますが、この認定制度は、管理全体に関わるものであり、維持修繕についても重要な要素と考えておりますので、成果指標として考えております。また、国が示している修繕計画の期間が、これまでの25年以上から30年以上に見直されたことを踏まえ、現在のマンション管理適正化推進計画の中でも成果指標として位置づけており、整合性を図ったうえで告示しております。今後、どのような指標がより適切かについては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

委員：27ページの基本方針8の補完指標「公的賃貸住宅団地における地域活動・イベント等の参加人数」、基本方針9の成果指標「公的賃貸住宅における地域の拠点の導入数」についてですが、UR賃貸住宅の数が大きく影響してくると思われます。ただ、URだけでは取組みが難しい部分もあるかと思しますので、福岡市と連携しながら進めていけると良いと考えております。

委員：26ページの成果指標のうち、基本方針6についてですが、21ページに記載されている取組内容が反映されていると思います。安全・安心な住生活を実現する住まいづくりやまちづくりを考えると、防災の視点が重要なキーワードになるのではないかと思います。現在の成果指標はハード面の内容が中心になっているため、もし数値として測ることができるのであれば、ソフト面の指標も加えていただけると良いのではないかと思います。所管は市民局になるかもしれませんが、防災に関する出前講座の開催件数や、防災アプリのダウンロード数、個別避難計画の策定数などの数値を活用することで、安全・安心な住生活の実現につながる指標になるのではないかと考えています。

事務局：現在の指標は、主にハード面に関するものを中心に設定しておりますが、成果指標についてはさらに検討を進めたいと考えております。

委員：27ページの補完指標のうち、マンションに関する部分についてですが、マンションの高経年化により老朽化や管理不全の状態が増えてきていることから、マンション管理・再生の円滑化などを目的とした法改正が行われています。9ページの(3)「地方公共団体の取組の充実」の①にも記載があるように、国も地方公共団体に対して協力を求めている状況です。実際に自治体から助言・指導や勧告を受けると、市民も重く受け止めると思いますので、こうした指導・勧告の件数を補完指標として設定していただけると良いのではないかと思います。また、法改正によってマンションの建替えなども推進され

ていることから、建替え件数についても補完指標として設定していただけると、より実態に即した指標になるのではないかと思います。

事務局：補完指標の考え方として、数を増やしていくことが良い事項を指標としております。引き続き、検討していきたいと考えております。

委員：17 ページの基本方針 2、施策の展開方向②に記載されております住替え助成につきましては、数年前から取組みを進めております。補完指標として助成件数が設定されておりますが、福岡市では家賃や土地の価格が上昇している状況もございますので、助成額の上限については、実態に即した金額に見直していただきたいと考えております。福岡市に住みたいという希望を持ちながらも、経済的な理由で住めないという子育て世帯の声も伺っております。そうした世帯の定住につながるような支援をぜひお願いしたいと思います。また、18 ページの基本方針 3、施策の展開方向②に関しましては、外国人への創業支援等が行われており、外国人の方々が増加している現状がございます。多文化共生の観点から、ゴミのマナーや違法駐輪などの課題について、官民連携のもと、住生活の視点からも所管課としてしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

事務局：子育て世帯の住替え助成については、17 ページの取組施策に「子育て世帯の状況を踏まえた入居優遇の推進」をお示ししており、これまで子育て世帯の状況に応じた支援を行ってきました。今後も引き続き、取り組んでいきたいと考えています。外国人への取組みについては、昨年度の第 2 回の審議会において、在住外国人の生活環境整備や相談センターの設置などの取組みを紹介しました。また、ゴミ出しルールの多言語案内などについては、20 ページの住宅確保要配慮者に外国人も含まれていることから、施策の展開方向②に多言語化案内や貸主への周知・啓発を盛り込んでいます。多文化共生の記載については、今後検討していきたいと考えています。

委員：入居支援の部分だけでなく、実際に住み始めてからのフォローも含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

委員：28 ページの各主体の役割についてですが、今後の計画の中で、個人や事業者が所有者である場合の役割についても、どのように取り扱うかを検討していく必要があるのではないかと思います。一般の市民としての役割とは異なるため、このページに記載する内容ではないかもしれませんが、今後必要になってくるものだと思います。

委員：11 ページの全体構成についてですが、住宅施策の方向性を定める際には、福祉の課題も含めた社会課題の解決と常に結び付けながら、方向性を考えていく視点があると思います。ダイバーシティをすべてに関連付けるというお話もありましたが、

多様性の理解や住民同士の相互理解という意味で、障がい者や外国人との共生社会の実現など、住宅施策と社会課題の解決が結び付いてくると思います。また、子育て世帯や郊外住宅団地に関する点では、高齢化した団地の中古住宅に子育て世帯が入居しており、団地の人口自体は減っていないというお話がありました。ただ、もともと住んでいる高齢世帯と子育て世帯との交流が進んでおらず、相互理解が不足している状況もあるようです。住宅施策全体の背景や根本的な部分に、社会課題の解決を結び付けて記載していくことが望ましいのではないかと思います。また、住居への関わりを通してコミュニティを育てるという視点から見ると、18 ページの基本方針3、施策の展開方向②に「シェアハウスや DIY 型賃貸住宅などに係る情報提供、取組みの検討」とありますが、どのようにコミュニティが形成されるかという点では、プロセスを共有することによってコミュニティが育っていくという側面があると思います。シェアハウスに関しても、高齢者施設には入居したくない元気な高齢者が、豊かに生きたいという考えやライフスタイルを共有できる方々と一緒に暮らすことで、孤立や孤独感を感じずに過ごすことができるのではないのでしょうか。そうしたシェアハウスや DIY 型賃貸住宅をつくる際に、DIY ワークショップを行うことで技術を身につけることができ、つながりも生まれるなど、プロセスを育てることが大切だと思います。また、9 ページに記載されている「住まいを支えるプレイヤー」についても、官民連携でどのようにプレイヤーを育てていくかが重要になると思います。さらに、28 ページの役割分担についてですが、民間事業者の中に住宅関連業者や福祉関連事業者の記載がありますが、ここに民間企業の記載があっても良いのではないかと思います。住宅政策の中で、子育て世帯や高齢世帯の間に位置する若者などの属性が、民間企業に就職する際に住宅補助があることでその企業を選ぶという話も聞いています。また、外国人を雇用する際には、特定技能実習生に住宅を確保することが条件となっているケースもあります。若者や外国人を雇用する際に住宅補助を行うことで、雇用につながることもあるため、民間企業も住宅政策に関連してくるのではないかと思います。

事務局：福祉との連携につきましては、課題も含めて重要になってきていると認識しております。施策の中にも記載しておりますが、引き続き検討してまいりたいと考えております。また、本資料における役割分担の内容は、概要的な記載となっておりますので、こちらにつきましても、引き続き検討してまいります。

会長：今回、骨子案について多くのご意見をいただき、確認することができました。まとめますと、施策にどのように強弱をつけていくのか、また推進のための手立てや道筋について、もう少し踏み込んでほしいというご要望がありました。補完指標の位置づけや、防災などのソフト面の検討についてもご意見をいただいております。プレイヤー・担い手については、そのあり方や、どのように育てていくかについてのご意見があり、私自身も非常に重要な視点だと感じました。また、「知識のアップデート」というキーワードや、法改正・情勢の変化などを踏まえた行政の役割が重要であるというご意見もありま

した。
以上、事務局にお返しいたします。

以上